

会員持株会規約細則

第1条 (入会金等預り金の適正範囲)

持株会規約（以下「規約」という。）第3条2項に定める「目的と事業に必要な入会金等預り金」の範囲とは、会社の発行する株式の38%を取得するに要する費用の2倍程度に相当する金額を上限とする範囲とする。

第2条 (入会不適格事項)

規約第4条に定める「特に不適格な事由」とは、次による。

- 1 過去においてクラブの経営および運営に著しい損害を与えた実績がある場合
- 2 会社の経営を意図的に妨害し、会員の結束を著しく損なう恐れがあると認められる場合
- 3 その他明らかに本会の目的に反する意図を持って入会することが認められる場合

第3条 (持株会員数の範囲)

- 1 規約第5条2項に定める持株会員数が「過小または過大な場合」とは、同条1項に定める1口1万円の本則を適用した場合、規約第3条に定める株式の取得が困難となる場合を過小、第1条に定める範囲を超える場合を過大とする。
- 2 前項において「株式の取得が困難となる場合」とは、資金保有額が会社の発行する株式の38%を取得するに要する費用の1.2倍に相当する金額(以下「適正資金保有額」という。)以下となった場合とする。

第4条 (適正資金保有額の確保)

本会の資金保有額が前条2項に定める適正資金保有額以下となった場合、役員会は次により資金の調達に努めるものとする。

- 1 役員会は、持株会員（以下「会員」という。）を除くクラブ会員に対し会員の再募集を行う。
また、新たに加入するクラブ会員に対しては、入会案内書を配布して会員募集に努める。
- 2 役員会は、前項により会員の際募集を行ってもなお適正市金保有額に達しない場合は、規約第5条第1項の本則を維持しつつ、同条第2項に基づき入会金の1口の金額、限度口数の増額等について上限を決定し、当該上限の範囲内で会員に対して協力を求める。
- 3 役員会は、前2項によってもなお適正保有資金額に達しない場合、対応策について別途協議する。

第5条 (総会開催の手続)

- 1 会長は、定時総会の開催にあたり開催案内書とともに事業報告書を作成し、議決権行使書(または委任状)を添えて、開催日の2週間前までに会員へ送付し通知するものとする。
- 2 総会を文書で行う場合は、会員に開催案内書で事情を説明するとともに、開催結果を文書またはクラブの掲示板に掲示して報告するものとする。

第6条 (役員選任および再審議)

- 1 役員会は、規約第10条2項に基づき後任を選任結果を総理事会・両理事会及び(株)やおつに通知する。

第7条 (終身会員制度)

- 1 持株会員が終身会員制度により会員名義を変更した場合は、持株会員名も(株)やおつに届け出た名義に変更するものとする。

付則

- 1 本細則は、平成21年12月9日に制定され、同日から施行する。
- 2 平成22年6月26日一部改訂<第6条第1項改訂、第2項削除>
- 3 平成23年6月21日一部改訂<第4条第1項及び第2項>
- 4 平成24年5月26日一部改訂<第6条第1項>
- 5 平成24年6月19日追加 <第7条第1項>